

特定非営利活動法人 さくらピアプレイス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人さくらピアプレイスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生きづらさや働きにくさ、死にたさがある若年者ならびにひきこもりや孤独・孤立の状態にある若年者に対して、相談、居場所運営、ピアサポート活動、学びと体験、生活支援、居住支援、オンライン相談やアウトリーチ、困難と仕事の両立支援、関連機関との連携、関連する調査・研究・啓発に関する事業を行い、若年者の社会的自立とそこにある困難と課題に対する理解の広がりにも寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 困難や課題がある若年者への心理、就労、生活設計の相談に関する事業
- (2) 困難や課題のある若年者が穏やかに過ごし、相互に交流する居場所の運営ならびに互いに支え合うピアサポートに関する事業
- (3) 困難や課題のある若年者が社会生活を営むことに資する技能や知識や経験の学びならびに体験に関する事業
- (4) 困難や課題のある若年者への生活の支援や住居の支援ならびに社会的自立の支援に関する事業
- (5) 困難や課題のある若年者へのオンラインならびにアウトリーチによる相談に関する事業
- (6) 困難や課題と仕事が両立する職場づくりや職場運営への助言や支援に関する事業
- (7) 関連機関及び他団体との連携及び協力関係の構築に関する事業
- (8) 前(1)～(7)号に関する調査、研究及び啓発に関する事業
- (9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成のための活動に積極的に参画する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、必要に応じ副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員には、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員等)

第19条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) やむを得ない事由による既定予算の追加又は更正に関する事項
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議された者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（附則）

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の主たる事業所所在地は、福岡市中央区天神4丁目1番28号天神リベラ702号に置く。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山口	哲史
理事	北崎	明寿美
同	平野	綾香
同	水野	沙綾香
監事	豊福	宏

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 7 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 8 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|---------|-----------|---------|------|----------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 (個人) | 0 円 | | |
| | 賛助会員 (個人) | 0 円 | (団体) | 0 円 |
| (2) 年会費 | 正会員 (個人) | 3,000 円 | | |
| | 賛助会員 (個人) | 3,000 円 | (団体) | 1 口 10,000 円 (1 口以上) |
- (3) 設立当初の年会費は、令和 7 年 3 月 31 日までを有効期間とする。

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 さくらピアプレイス

1 事業実施の方針

NPO法人さくらピアプレイスの設立趣旨および定款の目的に沿って、生きづらさがある若者に係る活動をさらに広げます。寄付募集や新たな事業づくりに取り組み、経営基盤の強化を進めます。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1)困難や課題がある若年者への心理、就労、生活設計の相談に関する事業	相談室での対面相談を実施する	通年	事務所	10名	のべ1200人	2,000千円
(2)困難や課題のある若年者が穏やかに過ごし、相互に交流する居場所の運営ならびに互いに支え合うピアサポートに関する事業	居場所を運営し、適宜交流会を行う	通年	事務所	5名	利用者 のべ100人	350千円
(3)困難や課題のある若年者が社会生活を営むことに資する技能や知識や経験の学びならびに体験に関する事業	不定期にセミナーやイベントを行う	不定期	事務所 および 福岡市内	5名	のべ50人	0千円 ※(2)の事業に含む
(4)困難や課題のある若年者への生活の支援や住居の支援ならびに社会的自立の支援に関する事業	生活支援、心理支援、居住支援、就職支援を行う	通年	事務所 および 福岡市内	5名	10名	1,400千円
(5)困難や課題のある若年者へのオンラインならびにアウトリーチによる相談に関する事業	オンラインおよびアウトリーチによる相談を行う	定期	事務所 および 福岡市近郊	3名	のべ10人	0千円 ※(1)(4)の事業に含む
(6)困難や課題と仕事が高立する職場づくりや職場運営への助言や支援に関する事業	実施に向けた準備を行う	通年	事務所	4名	—	0千円 ※(4)の事業に含む
(7)関連機関及び他団体との連携及び協力関係の構築に関する事業	連携と協力の関係づくりを進める	通年	事務所	5名	20名	0千円 ※(1)(4)の事業に含む
(8)前(1)～(7)号に関する調査、研究及び啓発に関する事業	実施予定なし	通年	事務所	5名	—	0千円
(9)その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	—	—	—	—	0千円

令和9年度 事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 さくらピアプレイス

1 事業実施の方針

NPO法人さくらピアプレイスの設立趣旨および定款の目的に沿って、生きづらさがある若者に係る活動をさらに広げます。寄付募集や新たな事業づくりに取り組み、経営基盤の強化を進めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
(1) 困難や課題がある若年者への心理、就労、生活設計の相談に関する事業	相談室での対面相談を実施する	通年	事務所	10名	のべ1500人	2,000千円
(2) 困難や課題のある若年者が穏やかに過ごし、相互に交流する居場所の運営ならびに互いに支え合うピアサポートに関する事業	居場所を運営し、適宜交流会を行う	通年	事務所	5名	利用者のべ120人	350千円
(3) 困難や課題のある若年者が社会生活を営むことに資する技能や知識や経験の学びならびに体験に関する事業	不定期にセミナーやイベントを行う	不定期	事務所 および 福岡市内	5名	のべ60人	0千円 ※(2)の事業に含む
(4) 困難や課題のある若年者への生活の支援や住居の支援ならびに社会的自立の支援に関する事業	生活支援、心理支援、居住支援、就職支援を行う	通年	事務所 および 福岡市内	5名	10名	2,100千円
(5) 困難や課題のある若年者へのオンラインならびにアウトリーチによる相談に関する事業	オンラインおよびアウトリーチによる相談を行う	定期	事務所 および 福岡市近郊	3名	のべ10人	0千円 ※(1)(4)の事業に含む
(6) 困難や課題と仕事が高立する職場づくりや職場運営への助言や支援に関する事業	実施に向けた準備を行う	通年	事務所	4名	—	0千円 ※(4)の事業に含む
(7) 関連機関及び他団体との連携及び協力関係の構築に関する事業	連携と協力の関係づくりを進める	通年	事務所	5名	20名	0千円 ※(1)(4)の事業に含む
(8) 前(1)～(7)号に関する調査、研究及び啓発に関する事業	実施予定なし	—	—	—	—	0千円
(9) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし	—	—	—	—	0千円

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 さくらピア Preis

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
個人正会員受取会費	60,000		
法人等正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	10,000		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,500,000		
施設等受入評価益	45,500		
ボランティア受入評価益	1,800,000		
3. 受取助成金			
受取助成金	800,000		
4. 事業収入			
相談事業収入	0		
居場所事業収入	0		
5. その他収入			
雑収益	50,000		
経常収益計	4,265,500	0	4,265,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
ボランティア受入評価費用	1,700,000		
人件費計	1,700,000	0	1,700,000
(2)その他経費			
施設等受入評価費用	0		
生活支援費	500,000		
住宅支援費	500,000		
自立支援費	200,000		
研修費	30,000		
印刷製本費	200,000		
旅費交通費	150,000		
消耗品費	300,000		
新聞図書費	50,000		
支払手数料	10,000		
保険料	10,000		
通信運搬費	50,000		
雑費	50,000		
減価償却費	0		
その他経費計	2,050,000	0	2,050,000
事業費計	3,750,000	0	3,750,000
2. 管理費			
(1)人件費			
ボランティア受入評価費用	100,000		
人件費計	100,000	0	100,000
(2)その他経費			
施設等受入評価費用	45,500		
研修費	0		
印刷製本費	0		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	150,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	25,000		
保険料	0		
通信運搬費	10,000		
雑費	30,000		
減価償却費	62,000		
その他経費計	342,500	0	342,500
管理費計	442,500	0	442,500
経常費用計	4,192,500	0	4,192,500
当期経常増減額	73,000	0	73,000
III 経常外収益			
1. 受取利息	0		
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	73,000	0	73,000
前期繰越正味財産額			854,112
次期繰越正味財産額			927,112

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 さくらピア Preis

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
個人正会員受取会費	100,000		
法人等正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	2,000,000		
施設等受入評価益	0		
ボランティア受入評価益	2,000,000		
3. 受取助成金			
受取助成金	800,000		
4. 事業収入			
相談事業収入	0		
居場所事業収入	0		
5. その他収入			
雑収益	100,000		
経常収益計	5,000,000	0	5,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
ボランティア受入評価費用	1,900,000		
人件費計	1,900,000	0	1,900,000
(2)その他経費			
施設等受入評価費用	0		
生活支援費	700,000		
住宅支援費	600,000		
自立支援費	200,000		
研修費	30,000		
印刷製本費	200,000		
旅費交通費	200,000		
消耗品費	400,000		
新聞図書費	50,000		
支払手数料	10,000		
保険料	10,000		
通信運搬費	100,000		
雑費	50,000		
減価償却費	0		
その他経費計	2,550,000	0	2,550,000
事業費計	4,450,000	0	4,450,000
2. 管理費			
(1)人件費			
ボランティア受入評価費用	100,000		
人件費計	100,000	0	100,000
(2)その他経費			
施設等受入評価費用	0		
研修費	0		
印刷製本費	0		
旅費交通費	10,000		
消耗品費	150,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	25,000		
保険料	0		
通信運搬費	10,000		
雑費	30,000		
減価償却費	62,000		
その他経費計	297,000	0	297,000
管理費計	397,000	0	397,000
経常費用計	4,847,000	0	4,847,000
当期経常増減額	153,000	0	153,000
III 経常外収益			
1. 受取利息	0		
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	153,000	0	153,000
前期繰越正味財産額			927,112
次期繰越正味財産額			1,080,112